

大阪市こども計画 (概要)

令和7年度～令和11年度

1 計画の策定にあたって

計画の背景と趣旨

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定されて以来、大阪市においても、大阪市区次世代育成支援行動計画（前期・後期）（平成17年度～平成26年度）を策定し、施策を推進してきました。

平成24年に、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の充実を図るため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て3法が制定され、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

大阪市内では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を一体のものとして、「大阪市子ども・子育て支援計画」（第1期：平成27年度～令和元年度、第2期：令和2年度～令和6年度）を策定し、包括的な視野から総合的なこども・青少年や子育て支援に関する施策を推進してきました。

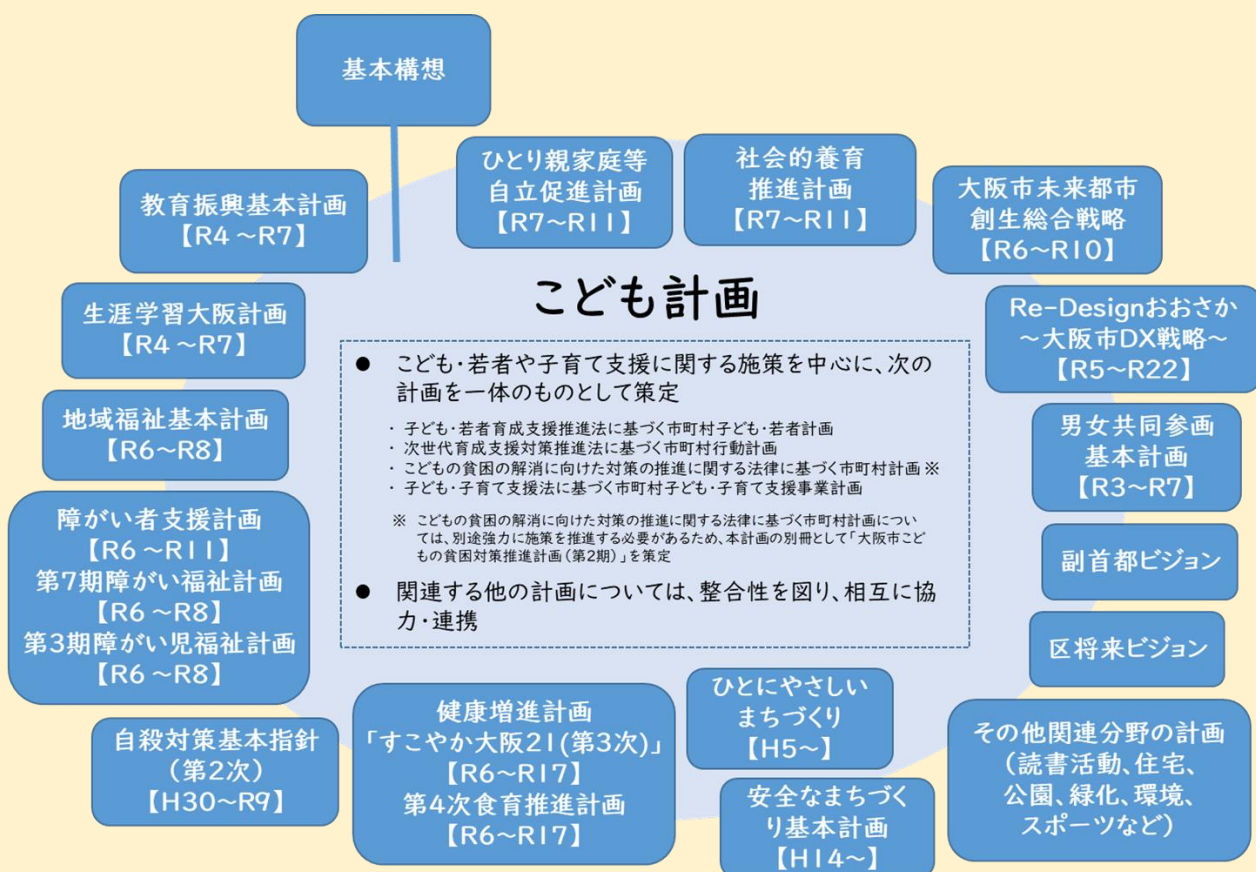
令和5年には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」と、その基本的な方針等を定めた「こども大綱」が制定され、「こども基本法」第10条において、市町村には、「こども大綱」と「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されています。

大阪市内では、本計画をこども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、大阪市内におけるこども・若者や子育て当事者を対象とした包括的な視野から総合的な支援施策を推進します。

計画の位置づけ（関連計画）

本計画は、こども・若者や子育て支援に関する施策を中心に策定しています。

関連する大阪市の他の計画に掲げる施策や事業については、各計画を尊重し、これらの計画との整合性を図りつつ、こども・若者や子育て支援の視点から重点化した施策や事業を本計画に位置づけています。



計画の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

計画の対象

すべての子ども・若者と子育て当事者を対象とし、発達過程の特性と連続性を重視した施策を推進します。

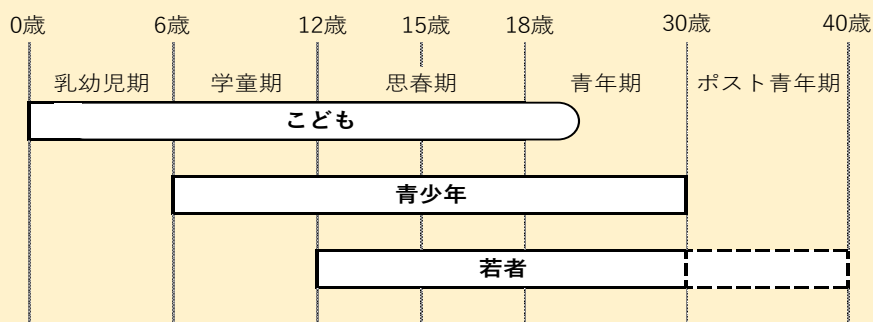
- 子ども基本法における、「子ども」とは、「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、子どもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している
- 子ども基本法に基づく「市町村子ども計画」として策定する本計画では、上記子ども基本法における「子ども」を計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義を次のとおりとする。

《本計画における定義》

子ども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者。

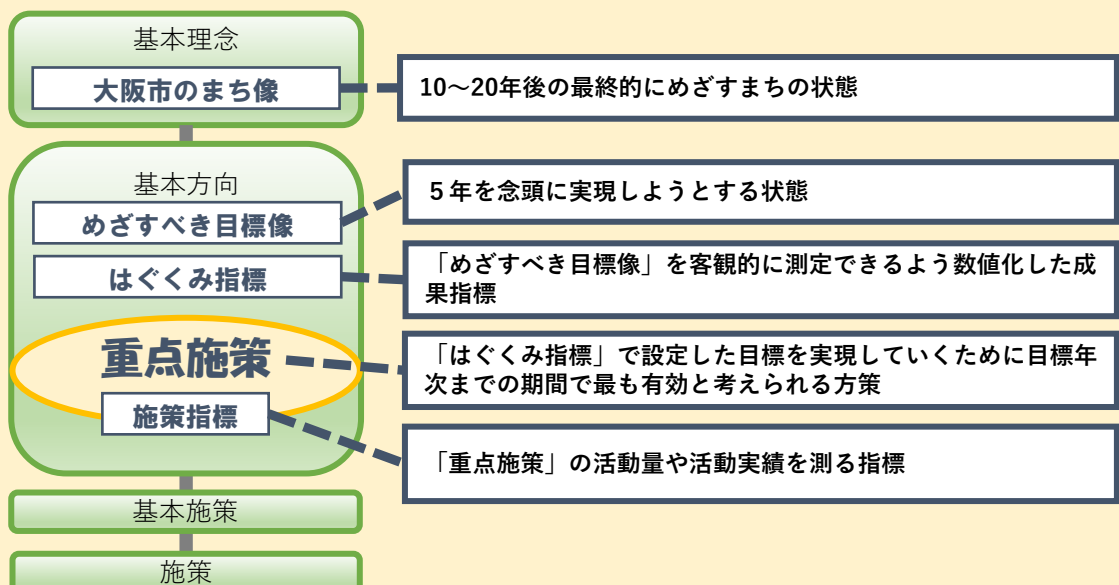
青少年：学童期から青年期までの者。（6歳～おおむね30歳未満）

若者：思春期から青年期の者。事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象（12歳～40歳未満）



計画の体系

- 「基本理念」のもと設定した「大阪市のまち像」の実現に向け、施策を5つの基本方向に分け、それぞれに「めざすべき目標像」、「はぐくみ指標」を設定
- 重点的・集中的に推進する「重点施策」とその達成状況を示す「施策指標」を設定



2 計画の基本的な考え方

基本理念

こども・若者の笑顔と個性が輝き、
子育てに喜びを感じるまち・大阪へ

市民、団体、企業等と協働し、社会全体で実現します

次代の大阪を担うすべてのこども・若者が、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、安全で安心な環境の中で、生きる力をはぐくみながらともに育ち合い、個性や創造性を発揮し、いきいきと自立できる社会

こどもを生み、育てることに安心と喜びを感じることのできる社会

誰一人取り残すことなく、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる

「こどもまんなか社会」の実現

計画がめざす「大阪市のまち像」

「人が財産」であることに重点を置いたこども施策を精力的に推進し、
『こども・若者の笑顔と個性が輝き、子育てに喜びを感じるまち・大阪へ』

1. 笑顔はじけるこども・若者が、夢をもち、未来を拓くまち

- すべてのこども・若者が健やかで心豊かに自立した個人として幸せな状態を実感しながら成長できる

2. こども・若者、子育て当事者を、みんなで見守り、支え合うまち

- 不安や課題を抱える子育て当事者を社会全体で支え、こども・若者が健やかに育つことができる
- 安全が守られ、安心して、こども・若者が社会の中で生活を送ることができる

3. 子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できるまち

- 身近なところで子育てに必要な情報や仲間が得られ、必要な支援を受けることができる
- 自分らしいライフスタイルを実現し、子育てができる

重視する8つの視点

1 こどもの視点を何よりも重視します

施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、その年齢及び発達程度に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとともに、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることを重視します。

2 すべてのこども・若者と子育て当事者が対象です

一人ひとりの状況に応じた職業的・社会的自立に向けた支援や、各家庭の状況に応じた個別支援など、すべてのこども・若者と子育て当事者を対象として、多様なニーズに柔軟に対応し、利用者の視点に立った総合的な施策の推進を図ります。

3 こどもがひとしく健やかに、幸せな状態で成長することを重視します

すべてのこどもが適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長・発達や自立が図られること、その他の福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育を受ける機会がひとしく与えられることを基本として、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりの個性を大切に、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、自立していくこととする力を見守り、はぐくむことを重視します。

4 こども一人ひとりの特性に応じた発達過程を重視します

こども一人ひとりの特性に応じた発達過程をふまえ、効果的な施策を推進します。また、各発達段階は次のステップへの重要な土台となり、積み重ねながら成長していくことをふまえ、発達過程の連続性を重視した施策の推進を図ります。

5 長期的な視野に立って切れ目なく支援します

こども・若者は社会の一員として、自らの生涯をいきいきと生きていくとともに、次代の親となって家庭を築いたり、社会の将来の発展を担っていきます。こども・若者の幸せな未来を志向し、乳幼児期から青年期を通して、自立した社会人への成長を見据え、こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく長期的な視野から支援します。また、結婚、妊娠前から妊娠期、出産、子育てを支える切れ目のない支援を行い、自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します。

6 市民の力や多様な社会資源が最大限に生きるよう取り組みます

大阪市では、子育て経験豊かな市民も多く、従来から「人と人とのつながり」による住民相互の「声かけ」、「見守り」、「助けあい」、「支え合い」があり、これまでも地域のさまざまな団体やボランティア等によりこども・若者をはぐくむ活動が進められています。また、市内には社会教育施設や文化・スポーツ施設、大学や専門学校等の教育機関、企業など、大都市ならではの多様な社会資源が集積しています。こうした大阪市が持つ強みが最大限に生きるよう取り組みます。

7 仕事と生活の調和を可能とする取組を社会全体で推進します

市民一人ひとりが、希望するキャリアを諦めることなく、自分らしく社会生活を送り、将来に見通しを持ち、希望と意欲に応じて活躍することができるよう、企業や関係機関と連携し、社会全体で仕事と生活の調和を可能とする取組を推進します。また、社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態でこどもと向き合い、子育てに伴う喜びを実感することができる社会の実現に向け取り組みます。

8 社会総がかりでこども・若者をはぐくみます

保護者が子育ての第一義的責任を有することが前提ですが、こども・若者は家庭のみならず、学校、地域など社会におけるさまざまな経験や人との交流を通じて成長し、家庭はもとより地域や社会から愛され育てられた経験こそが、地域を愛し、社会に貢献しようとする心をはぐくんでいきます。また、貧困、虐待、いじめなど、こどもや若者を取り巻く様々な不安や課題を早期に発見・対応し、すべてのこども・若者を健やかにはぐくんでいくためにも、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力しつつ、一体となって、社会総がかりで取り組んでいきます。

施策の5つの基本方向

基本方向 1

～こどもの誕生前から乳幼児期まで～

安心してこどもを生み、育てることができ、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう支援する仕組みや環境を充実します。

自分にあったライフスタイルで、安心してこどもを生み、育てることができ、一人一人のこどもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるよう、「こどもの育ち」を支援する仕組みや環境を充実します。

基本方向 2

～学童期・思春期～

こども・若者の「生きる力」を育成し、健やかな成長をサポートする環境を充実します。

次代の大阪を担うこども・若者が、ありのままの自分を尊重しながら、何度でもチャレンジしたり、周囲と支え合いながら成長し、夢や希望をもって未来を切り拓くことができる力をはぐくみます。また、こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、成長をサポートする環境を充実します。

基本方向 3

～青年期～

若者が自らの意思で将来を選択し、幸せな状態で生活できるよう支援します。

次代の大阪を担う若者が、自分に自信をもち、互いに尊重しながら共に育ちあう中で、夢や希望をもって自らの個性と創造性を発揮しながら未来を切り拓き、自らの意思で、社会の一員としていきいきと幸せな状態で生活できるよう支援します。

基本方向 4

すべてのライフステージを通して縦断的に支援します。

心身の状況、置かれた環境に関わらず、すべてのこども・若者が幸せな状態で、安全・安心な環境のもと成長できるよう、こどもや若者、子育て当事者が抱えるさまざまな不安や課題に柔軟かつ着実に解決を図る仕組みを確立します。

基本方向 5

子育て当事者が、健康で、自己肯定感とゆとりをもってこどもと向き合えるよう支援します。

自分にあったライフスタイルで、安心と楽しさを感じながら、健康で自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合うことができるよう、子育て支援の仕組みや環境を充実します。

基本施策		施策	
(1)	安心して子どもを生み、育てることができる保健・医療環境の充実	1	妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援を充実します
		2	子どもの健康や安全を守る仕組みを充実します
(2)	多様な教育・保育サービスの充実	1	乳幼児期から生きる力の基礎を着実に育成します
		2	多様なライフスタイルで子育てできる保育サービス等を充実します
		3	保育の質を向上します
(1)	子ども・若者が自立して生きる力の育成	1	成長の糧となる多様な体験や学習ができる機会を充実します
		2	社会で共に生きていく力を育成します
		3	子ども一人ひとりの状況に応じた学力向上への取組を充実します
		4	健康や体力を保持増進する力を育成します
		5	家庭・学校・地域の連携により教育環境を充実します
(2)	子ども・若者が抱える課題を解決する仕組みの充実	1	思春期の子ども・若者の健康を守る取組を充実します
		2	いじめや問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応のための仕組みを充実します
		3	不登校等の未然防止、早期発見、適切に対応するための仕組みを充実します
(1)	若者の社会的自立や社会参加を支援する仕組みの充実	1	若者が自己の個性や適性を生かして進路を開拓できるよう支援します
		2	社会的自立や社会参加に困難を抱える若者を支援する取組を充実します
(2)	結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援	1	若者が自らの意思で将来を選択し、希望が実現できるよう支援します
(1)	虐待の被害から子ども・若者を守る仕組みの充実	1	児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応する仕組みを充実します
		2	虐待を受けた子どもへの支援の仕組みを充実します
(2)	社会的養育を必要とする子ども・若者の養育環境の充実	1	里親・ファミリーホームへの委託等を推進します
		2	家庭支援及び子ども・若者の自立支援の仕組みを充実します
(3)	ライフステージを通して対処すべき課題を解決するための仕組みの充実	1	子どもの貧困の解消に向けた取組を推進します
		2	障がいのある子どもと家庭への支援を充実します
		3	外国につながる子どもと家庭への支援を充実します
		4	ヤングケアラーへの支援を推進します
		5	子ども・若者の自殺対策
		6	子ども・若者が犯罪に遭わないための環境をつくります
(4)	子ども・若者の健やかな成長を支える取組の推進	1	子ども・若者の成長を支える医療体制等を充実します
		2	地域における多様な担い手を育成します
(5)	子どもの権利を保障する取組の推進	1	すべての子ども・若者の人権が尊重される社会をつくる取組を推進します
(1)	身近な地域における子育て当事者への支援の充実	1	子育て不安を軽減し誰もが安心して子育てできる取組を充実します
(2)	子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	1	子育てにかかる経済的負担を軽減します
(3)	家庭の状況に応じた子育て支援の充実	1	ひとり親家庭への支援を充実します
(4)	子どもや子育て家庭が安全・安心で快適に暮らせるまちづくり	1	子どもや子育て家庭にとって安全・安心で快適な生活環境を整備します
(5)	仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進	1	仕事と子育てをともに選択できる仕組みを充実します

めざすべき目標像とはぐくみ指標

	■ めざすべき目標像	
		○ はぐくみ指標
基本方向 1	■ 妊産婦や乳幼児と保護者の健康や生命を守る環境が整い、安心して妊娠・出産することができる。 (単位：人)	
	■ 乳幼児期までのこどもの育ちを支える良質な環境が整い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期までのこどもへの教育・保育内容が充実している。	
		○ 妊婦健康診査の受診率
		○ 「子育てや教育について、気軽に相談できるところがある」と答える保護者の割合
基本方向 2	■ すべてのこども・若者が健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担う。	
	■ こども・若者が抱える課題を解決する仕組みや、こども・若者の成長を支える環境が整っている。	
		○ 「自分にはよいところがある」と思うこどもの割合
		○ 「将来の夢や目標を持っている」と答えるこどもの割合
基本方向 3	■ 若者が経済的な不安なく、夢や希望を持って社会とかかわり、持てる能力を発揮していきいきと自分らしく生きる。	
	■ 若者が何度でもチャレンジし、安心して社会とかかわり、自らの意思で将来を選択することができるようサポートする仕組みが整っている。	
		○ 「あなたは自分がかけがえのない存在だと思いますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合
		○ 「あなたは、将来こんなことがしたい、こんな人になりたい、こうなりたいという将来の夢をお持ちですか」に対して、肯定的に回答する若者の割合
基本方向 4	■ 重大な児童虐待をはじめあらゆるこどもへの虐待を防ぐため、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の仕組みや、虐待を受けたこどもとその家庭を支える社会的な仕組みが整っている。	
	■ さまざまな支援が必要なこども・若者に対し、すべてのライフステージにおいて、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制が整っている。	
	■ こども・若者の声を聴き、その権利を保障し、人権や健全な育成環境を社会総がかりで守ることによって、こども・若者が健やかに成長する。	
		○ 「子育てのストレスなどからこどもにきつくあってしまう」と答える保護者の割合
		○ 社会的養育を必要とするこどもが家庭的な養育環境で生活できている割合 (里親、ファミリーホーム、地域小規模児童養護施設、小規模グループケア)
基本方向 5	■ 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担感を抱くことなく、自己肯定感とゆとりをもって、安心してこどもと向き合い、育てることができる。	
	■ 家庭内において育児負担が偏ることなく、多様な働き方や生き方を選択できる社会の仕組みが整っている。	
		○ 子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合
		○ 母子家庭の就業者のうち正社員・正規職員の割合
		○ 「仕事と生活に調和が図られていると感じますか」に対して、肯定的に回答する若者の割合

3 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画

量の見込みと提供体制の確保の内容

就学前のこどもにかかる教育・保育（大阪市全体）

(単位：人)

			量の見込み			確保の内容				
						教育・ 保育施設	地域型 保育事業	合計		
令和 7 年 度	1号		13,198	幼稚園 利用 児童計	18,010	32,860		32,860		
	2号	教育利用	4,812						32,492	35,968
		保育利用								
	3号		27,394			26,417	3,545	29,962		
令和 8 年 度	1号		11,689	幼稚園 利用 児童計	16,941	32,656		32,656		
	2号	教育利用	5,252						32,558	37,645
		保育利用								
	3号		28,502			27,444	4,058	31,502		
令和 9 年 度	1号		10,465	幼稚園 利用 児童計	16,171	32,455		32,455		
	2号	教育利用	5,706						32,672	38,772
		保育利用								
	3号		30,018			27,970	6,737	34,707		
令和 10 年 度	1号		9,057	幼稚園 利用 児童計	15,310	32,261		32,261		
	2号	教育利用	6,253						34,063	39,407
		保育利用								
	3号		30,660			28,307	7,250	35,557		
令和 11 年 度	1号		8,005	幼稚園 利用 児童計	14,888	32,074		32,074		
	2号	教育利用	6,883						35,826	40,271
		保育利用								
	3号		31,315			28,709	7,687	36,396		

※ 提供区域…1・2・3号とも行政区に設定
※ 「2号（教育利用）」とは、保育の必要性があるが、幼児期の学校教育の利用希望が強く、幼稚園を利用するこどものことです。
「2号（保育利用）」は、それ以外のこどものことです。
※ 地域型保育事業とは、保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳のこどもを保育する事業です。

教育・保育給付認定の区分

施設・事業を利用するにあたり認定を受ける必要があります。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
こどもの年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる 主な施設・事業	幼稚園 認定こども園	保育所 認定こども園	保育所 認定こども園 地域型保育事業
利用できる時間	教育標準時間 （4時間程度 of 教育時間）	<月120時間以上勤務している場合> 保育標準時間（1日11時間まで）	
		<月48時間以上120時間未満勤務している場合> 保育短時間（1日8時間まで）	

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

事業名	提供 区域	量の見込み 確保の内容	単位		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育事業【時間外保育事業】	行政区	量の見込み	人		18,961	19,383	19,915	20,582	21,392
		確保の内容			20,961	22,565	22,700	23,516	24,217
児童いきいき放課後事業・ 留守家庭児童対策事業 【放課後児童健全育成事業】	行政区	量の見込み	低学年	人	33,642	33,145	32,531	31,833	30,709
		確保の内容			33,642	33,145	32,531	31,833	30,709
		量の見込み	高学年		12,550	12,356	12,115	11,851	11,437
		確保の内容			12,550	12,356	12,115	11,851	11,437
子どものショートステイ事業 【子育て短期支援事業】	市全域	量の見込み	人日		1,464	1,451	1,450	1,449	1,460
		確保の内容			1,464	1,451	1,450	1,449	1,460
地域子育て支援拠点事業	行政区	量の見込み	人回		564,741	567,019	570,599	567,751	566,675
		確保の内容	か所		170	176	176	176	176
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	行政区	量の見込み	1号	人日	434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
		確保の内容			434,217	384,604	344,266	298,010	263,332
		量の見込み	2号		287,218	313,666	340,770	373,365	410,856
		確保の内容			287,218	313,666	340,770	373,365	410,856
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外対象)	行政区	量の見込み	人日		106,138	102,270	98,246	92,835	87,457
		確保の内容			106,138	102,270	98,246	92,835	87,457
ファミリー・サポート・ センター事業 【子育て援助活動支援事業】	行政区	量の見込み	就学前	人日	24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
		確保の内容			24,785	24,565	24,547	24,533	24,722
		量の見込み	学童期		1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
		確保の内容			1,639	1,617	1,584	1,548	1,502
病児・病後児保育事業 【病児保育事業】									
病児・病後児対応型	市全域	量の見込み	人日		47,015	46,721	46,837	46,942	47,375
		確保の内容			47,015	46,721	46,837	46,942	47,375
体調不良児対応型	行政区	量の見込み	人日		68,860	70,142	71,923	74,295	77,130
		確保の内容			59,284	70,142	71,923	74,295	77,130

地域子ども・子育て支援事業（大阪市全体）

事業名	提供 区域	量の見込み 確保の内容	単位	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
利用者支援事業								
基本型	行政区	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
		確保の内容		24	24	24	24	24
地域子育て相談機関	市全域	量の見込み	か所	25	50	75	100	127
		確保の内容		25	50	75	100	127
こども家庭センター型	行政区	量の見込み	か所	24	24	24	24	24
		確保の内容		24	24	24	24	24
妊婦健康診査事業	行政区	量の見込み	人数	21,133	21,161	21,244	21,304	21,402
			健診回数	245,565	245,891	246,855	247,552	248,691
乳児家庭全戸訪問事業	行政区	量の見込み	人	18,430	18,454	18,527	18,579	18,664
養育支援訪問事業	市全域	量の見込み	人	609	610	612	614	617
家事・育児訪問支援事業 【子育て世帯訪問支援事業】	行政区	量の見込み	人日	5,682	5,614	5,556	5,491	5,422
		確保の内容		5,682	5,614	5,556	5,491	5,422
児童育成支援拠点事業	行政区	量の見込み	人	700	700	700	700	700
		確保の内容		700	700	700	700	700
親子関係形成事業	行政区	量の見込み	人	159	160	162	162	163
		確保の内容		159	160	162	162	163
妊婦等包括相談支援事業	行政区	量の見込み	回	60,696	60,776	61,015	61,187	61,468
		確保の内容		60,696	60,776	61,015	61,187	61,468
乳児等通園支援事業 【こども誰でも通園制度】	行政区	量の見込み	人	733	722	714	686	663
		確保の内容		942	933	922	893	859
産後ケア事業	行政区	量の見込み	人日	27,658	32,921	35,430	38,106	41,081
		確保の内容		27,658	32,921	35,430	38,106	41,081

4 計画の推進にあたって

計画の推進体制

◆大阪市こども・子育て支援会議

こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者、こども・若者当事者等で構成されています。

◆大阪市こども・子育て支援施策推進本部会議

こども・子育て支援対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するための全庁的組織です。

計画の進捗管理及び検証・改善

◆検証・改善サイクル（PDCAサイクル）の確立

本計画を実効あるものとするため、毎年度の取組の進捗管理を行うとともに、基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。

計画期間の中間年においては、目標や指標の達成状況に応じ、必要に応じて計画の見直しを行います。

◆進捗状況の公表

本計画の進捗状況については、大阪市のホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

自律した自治体型の区政運営

- 大阪市では、「ニア・イズ・ベター」を徹底して追求し、基礎自治に関する施策や事業について、区民に身近なところで意思決定が行われるようにするため、区長の権限や機能を強化し、区の特性や地域の実情に応じた区政運営を行っています。
- 区や地域での取組と全市域での取組が互いに補完し合いながら、それぞれの強みを生かして地域のさまざまな活動主体との協働により進められるよう、こども・子育て支援にかかる取組を効果的に推進します。

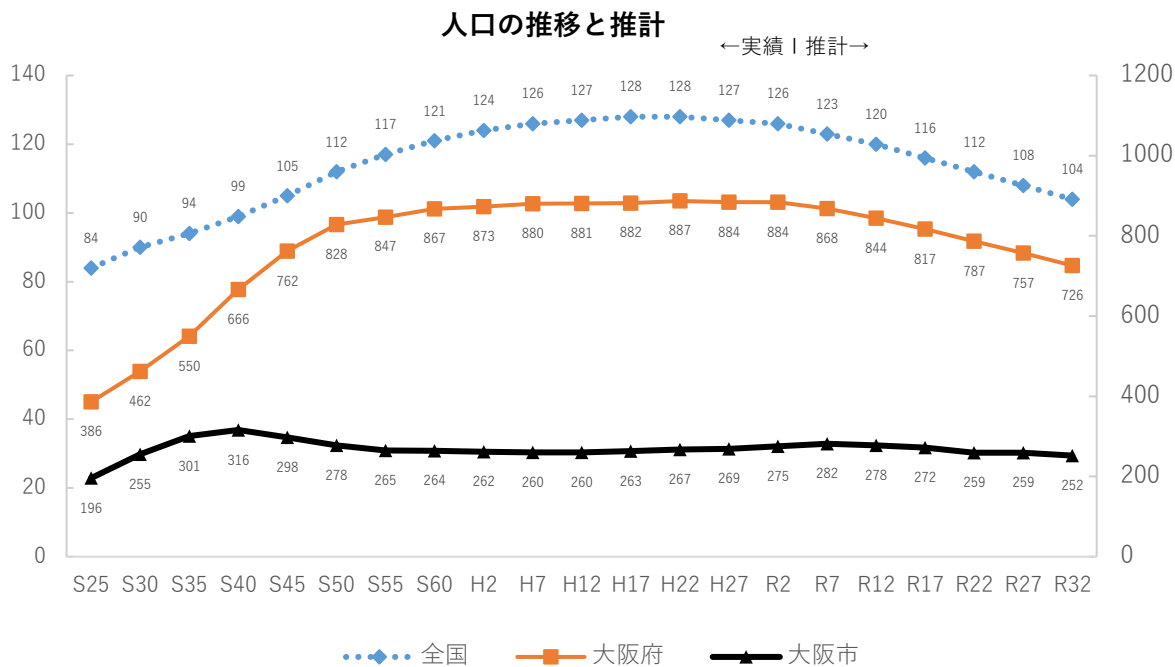
(参考) 大阪市の人口等

●人口の推移

大阪市の人口は、昭和55年以降、平成12年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、令和2年には275万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和25年から平成22年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

大阪市内においても、将来的には減少に転じるものと見込まれます。

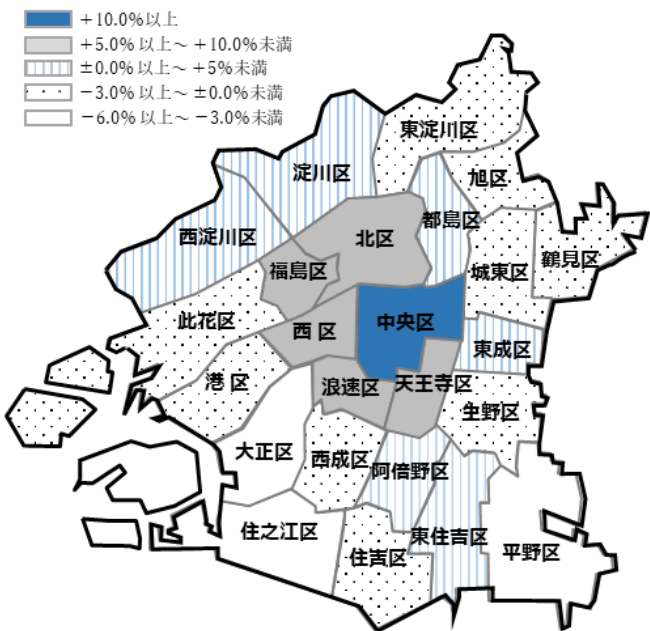


資料：実績値は総務省統計局「国勢調査」、推計値は「大阪市内における人口動向及び将来推計」（令和7年）

●区別の人口の推移

大阪市内各区における令和元年から令和6年の区別の人口増減率をみると、人口増加率の高い区は中央区13.3%、浪速区9.7%、西区7.0%、北区6.4%、福島区5.8%などとなっています。一方、人口減少率が高い区は、大正区5.3%減、平野区3.6%減、住之江区3.2%減、此花区2.3%減、港区1.8%減などとなっています。市内中心部の区の人口増加が顕著となっています。

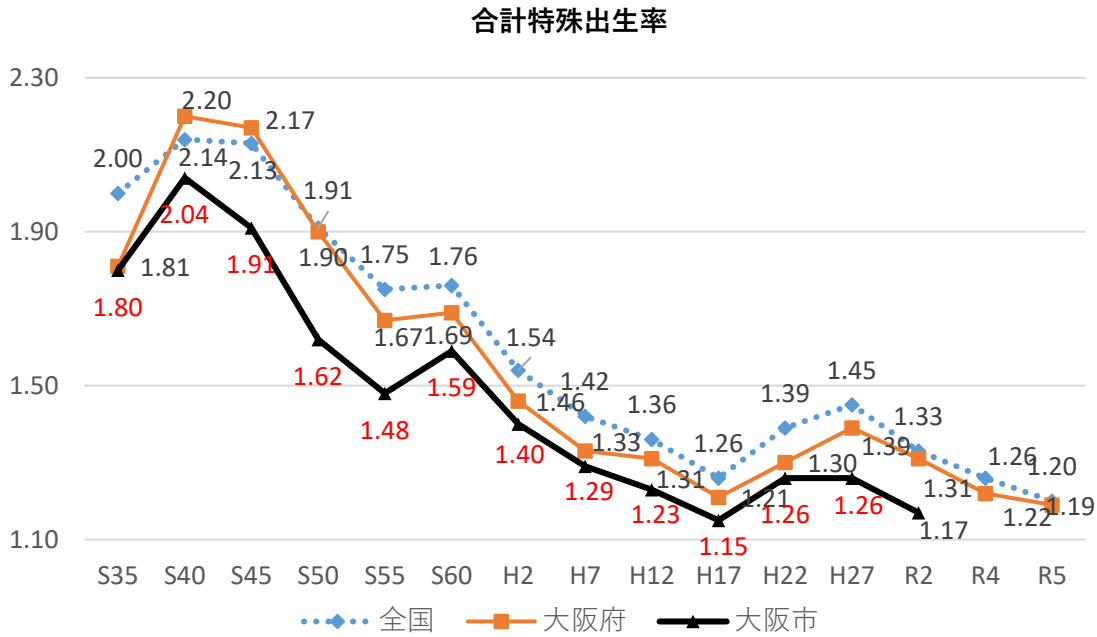
区別の人口増減率（令和元年10月・令和5年10月比較）



資料：大阪市計画調整局調べ

●合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、平成17年までは下降傾向でしたが、それ以降はいったん上昇し、近年また下降しています。



●一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員をみると、全国、大阪府、大阪市ともに年々減少しています。大阪市は、全国や大阪府よりも低く推移しています。

